

(介護予防) 短期入所生活介護事業所桂浜 運 営 規 程

第1条 社会福祉法人C I J福祉会が開設する指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が実施する指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、適正な短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の職員は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を行い、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう、利用者の立場に立った短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を提供する。

2 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護等」という。）の実施にあたっては、指定居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 事業所は、短期入所生活介護等を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 短期入所生活介護事業所桂浜
- (2) 所在地 高知県高知市長浜6598-4

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（兼務）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 事務員 1人以上（兼務）

事務員は、事業所の庶務及び会計事務をとる。

- (3) 医師 1人以上(嘱託)
医師は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (4) 生活相談員 1人以上(兼務)
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (5) 介護、看護職員 20人以上(兼務)
ア 介護職員 18人以上(兼務)
介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。
イ 看護職員 2人以上(兼務)
看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (6) 介護支援専門員 1人以上(兼務)
介護支援専門員は、利用者の介護支援に関する業務を行う。
- (7) 管理栄養士又は栄養士 1人以上(兼務)
管理栄養士又は栄養士は、食事の提供にあたり、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した献立を作成する。また、調理員に所要の指示を行う。
- (8) 機能訓練指導員 1人以上(兼務)
機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(短期入所生活介護等の内容)

第6条 短期入所生活介護等の内容は、次のとおりとする。

併設型短期入所生活介護(介護・看護職員の配置3:1)

- 2 心身の状況又は家族の疾病や冠婚葬祭及び出張等の理由、若しくは、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護等を提供する。

(通常の見送の実施範囲)

第7条 通常の見送の実施範囲は、高知市の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 短期入所生活介護等の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、短期入所生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に付された割合に基く額とする。

- 2 介護保険給付対象外サービスの利用料の額は、次のとおりとする。

(1) 食費 朝 395円 昼 525円 夕 525円

- (2) 居住費（滞在費） 日額 855円
ただし、令和6年8月1日より915円
 - (3) 前各号に規定する食費及び居住費（滞在費）について、介護保険負担限度額認定証の交付を受けている利用者については、認定証に付された額とする。
 - (4) その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものにより徴収する。
- 3 前項に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(利用者の定員)

第9条 利用者の定員は、10人とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 事業所内の秩序を守り、相互の親愛に努めること。

- 2 貸与品、備品等は大切に使用し、安全かつ衛生的な環境の維持に努めること。
- 3 管理者が定めた場所以外で喫煙・飲酒を行ってはならない。
- 4 許可なく食物や飲物を外部より持ち込み飲食しないこと。
- 5 他人に迷惑になるような粗暴な言動やハラスメントに該当する又はその恐れがある行為をしないこと。
- 6 面会時間は、午前8時30分から午後7時までとする。
- 7 その他、管理者が定めたこと。

(緊急時における対応方法)

第11条 短期入所生活介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医（協力機関）へ連絡を行うなど、必要な措置を講じる。

(感染症対策)

第12条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、担当委員会にて随時見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための担当委員会をおおむね3月に1回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(災害、非常時への対応)

第13条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計

画及び津波避難計画等の防災計画をたて、職員及びご利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回以上は実施する。そのうち1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。

- 3 ご利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。
- 4 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に感知される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。
- 5 備蓄食料品は、3日間以上を備蓄する。
- 6 事業所は、第2項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する短期入所生活介護等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職員の服務等)

第15条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- (1) ご利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
 - (3) お互いに協力しあい、能率の向上に努力するよう心掛ける。
- 2 事業所は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1年以内
 - 3 職員は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 職員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 5 事業所は、適切な短期入所生活介護等の提供を確保する観点から、職場において行わ

れる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 6 事業所は、短期入所生活介護等に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第16条 事業所は、ご利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生、再発防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を作成し、整備する
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修会を実施する
- (4) ご利用者及びそのご家族からの苦情処理体制を整備する
- (5) 事業所は、ご利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがあるご利用者を発見した場合、直ちに防止策を講じ高知市へ報告するものとする
- (6) 前各号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を設置する。

2 事業所は、ご利用者の身体的拘束は行わない。万一、ご利用者又は他のご利用者、職員等の生命又は身体を保護するため、一時的及び緊急やむを得ない場合並びに他に方法がない場合には、家族の同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

(非常災害対策)

第17条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業管理者を当て、火元責任者には事業所生活相談員を当てる。
- (2) 始業時、終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため

自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。

- (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……………年1回以上
利用者を含めた総合訓練……………年1回以上
非常災害用設備の使用方法の徹底……………随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人C I J 福祉社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年 1月 1日から施行する。
- 2 平成20年3月28日一部改正し、平成20年1月1日に遡及して適用する。
- 3 平成24年11月12日 一部改正施行
- 4 平成27年 4月 1日 一部改正施行
- 5 平成27年 8月 1日 一部改正施行
- 6 令和 元年10月 1日 一部改正施行
- 7 令和 3年 6月 1日 一部改正施行
- 8 令和 5年12月 1日 一部改正施行
- 9 令和 6年4月1日 一部改正施行